		仕	様		書	<u>+</u>			
件名	浄化槽汚泥除去役務			作	成	日	令和6年	2月	1 目
				所		属	対馬駐屯地後	支隊営	営繕班
				作	成	者	防衛技官	渡邉	寛大

1 総 則

本仕様書は、「浄化槽汚泥除去役務」について適用するものとする。

2 概 要

駐屯地:浄化槽400人槽(担体流動ろ過方式)の汚泥除去を実施する。 訓練場:浄化槽7人槽(担体流動接触ばっ気方式)の汚泥除去を実施する。

3 実施場所

長崎県対馬市厳原町桟原38 陸上自衛隊対馬駐屯地長崎県対馬市厳原町東里立石 陸上自衛隊対馬訓練場

4 実施期間

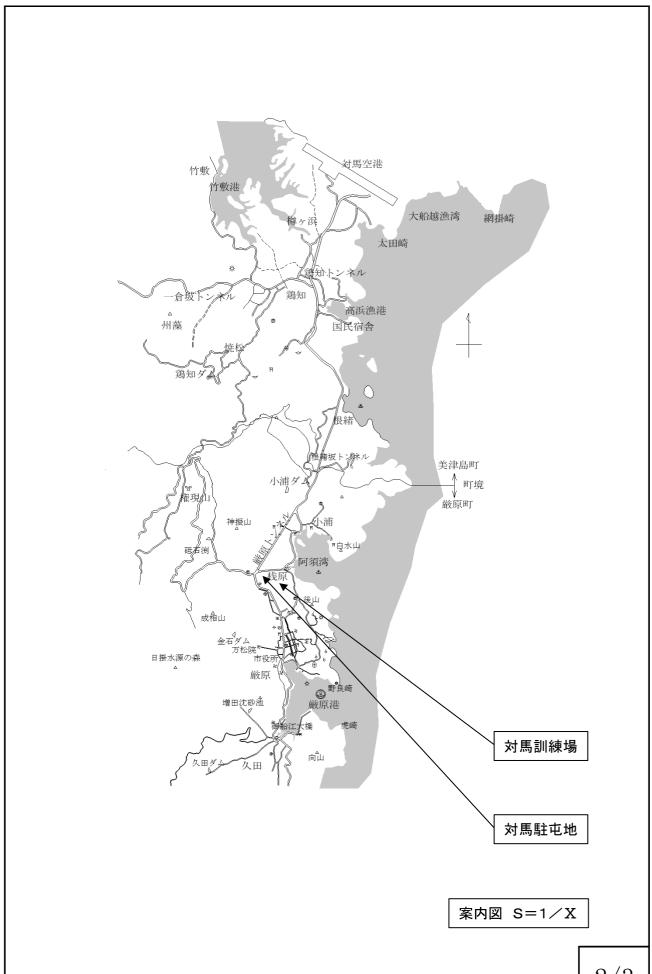
令和6年4月1日~令和7年3月31日

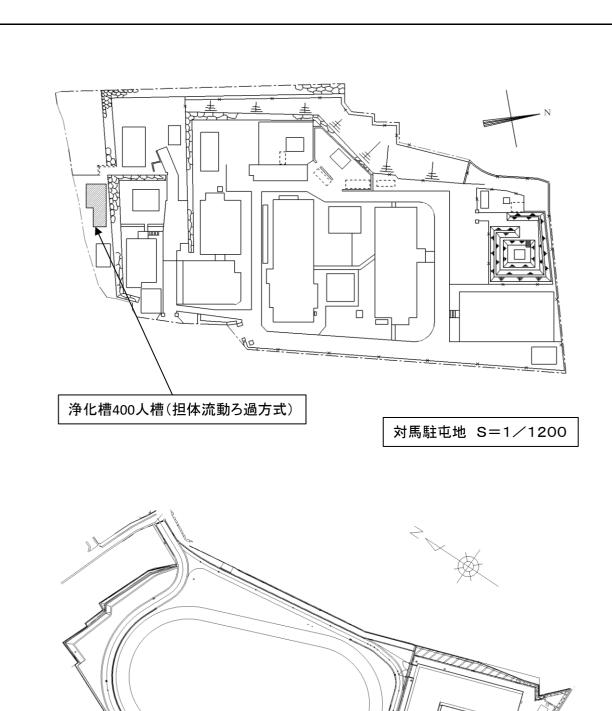
5 一般事項

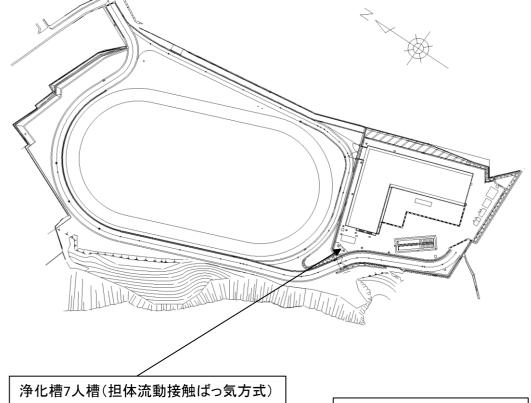
- (1) 請負者は、本件において火災予防、労働安全及び施設の保護に十分注意を払うもの とし、施設に損傷を与えた場合、請負者の責任において復旧すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項であっても軽微なものは請負者が実施すること。
- (3) 電気・水道については、請負者で発電機・水タンク等を準備すること。
- (4) 作業日時については、事前に担当官と調整すること。
- (5) その他疑義が生じた場合は、担当官と調整の上実施すること。

6 特記事項

- (1) 除去物(汚泥・スカム等の取扱いについては、場内その他を汚染することなく、 かつ衛生的に行うこと。また過って汚染した場合は、速やかに係官に報告し、 その指示に従い適切に処置を行い確認を受けること。
- (2) 作業にあたっては、労働安全衛生法等を遵守し、酸素欠乏症、流化水素中毒、 転落その他の災害については、十分に留意し安全を図ること。
- (3) 本役務によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき適正に処理する。







対馬訓練場 S=1/1200